

## 有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

○厚生労働省、経済産業省、環境省令第一号（平成三十年三月十二日）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十一条第一項の規定に基づき、有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省、経済産業省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、<u>生物濃縮係数が一〇〇〇以上又は経口生物濃縮係数が〇・〇〇七以上であるもの</u></p> <p>ロ 一―オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三～五 【略】</p>	<p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、<u>生物濃縮係数が一〇〇〇以上であるもの</u></p> <p>ロ 一―オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三～五 【略】</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。